調　査　の　概　要

住宅・土地統計調査は、総務省統計局が昭和 23 年以来５年ごとに実施してきた住宅統計調査の調査内容等を平成 10 年調査時に変更したものであり、平成 25 年調査は住宅統計調査から数えて 14 回目にあたる。

１　調査の目的

我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

２　調査の根拠法令

（１） 統計法（平成 19 年法律第 53 号）
（２） 住宅・土地統計調査規則（昭和 57 年総理府令第 41 号）

３　調査の時期

平成 25 年 10 月 1 日現在

４　調査系統

総務大臣―都道府県知事―区市町村長―指導員―調査員―調査世帯

５　調査の方法

（１） 調査区の抽出

平成 22 年国勢調査の全国の調査区から、約 21 万調査区を抽出した。

東京都では、約１万 7000 調査区を抽出した。

（２） 調査住戸・世帯の選定

全国では､約 21 万調査区から住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯（約 350 万住戸・世帯）を対象とした。

東京都では、約１万 7000 調査区の中から、約 29 万住戸・世帯を対象とした。

（３） 調査票の配布、取集及び回答

調査は、都道府県知事が任命した調査員が調査対象となった世帯を訪問して調査票を配布し、後日調査票を取集する方法により行った。

なお、平成 25 年住宅・土地統計調査では、調査票の取集に代えて、世帯がインターネットにより回答する（オンライン調査）ことも可能とした。

世帯に配布した調査票は、甲・乙の２種類で、調査単位区ごとに甲又は乙

のいずれか一方のみを配布した。調査単位区の甲・乙の割り振りは、全国平均で６対１となるように行った。調査票乙は、調査票甲の調査事項に現住居以外の住宅・土地の所有について等が加わった調査票である。

また、建物調査票は、調査員が建物の外観を確認したり、世帯や建物の管理者に確認するなどして調査した。

（調査区、調査単位区の抽出については、総務省統計局 平成25年住宅・土地統計調査 調査の結果 http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2013/tyousake.htm の「抽出方法、推計方法」を、調査票については、同「調査票」を参照ください。）

６　調査事項

（１） 住宅等に関する事項

居住室の数及び広さ、所有関係に関する事項、敷地面積、敷地の所有関係に関する事項

（２） 住宅に関する事項

構造、腐朽・破損の有無、階数、建て方、種類、建物内総住宅数、建築時期、床面積、建築面積、家賃又は間代に関する事項、設備に関する事項、増改築及び改修工事に関する事項、世帯の存しない住宅の種別

（３） 世帯に関する事項

世帯主又は世帯の代表者の氏名、種類、構成、年間収入

（４） 家計を主に支える世帯員又は世帯主に関する事項

従業上の地位、通勤時間、東日本大震災による転居に関する事項、現住居に入居した時期、前住居に関する事項、子に関する事項

（５） 住環境に関する事項

（６） 現住居以外の住宅及び土地に関する事項

所有関係に関する事項、所在地、面積に関する事項、利用に関する事項